

R3. 4年度建設工事入札参加資格申請提出書類チェックシート④ (測量・コンサル等)

2021/6/1

様式類 (沖縄県技術建設業課のHPよりダウンロードできます)		
	様式名	注 意 点
<input type="checkbox"/>	No.1 申請データ (CD-R) CD-Rの表に「会社名」「受付番号」を記入	※データは保存されていますか。
<input type="checkbox"/>	No.2 業者カード ※「職員の保有資格」の欄については、常勤の職員を計上すること。	※業種区分・希望業務内容の漏れはありませんか。
<input type="checkbox"/>	No.4 様式1：一般競争 (指名競争) 参加資格申請書 (測量・建設コンサルタント等)	
<input type="checkbox"/>	No.5 様式2：経営規模等総括表	
<input type="checkbox"/>	No.6 様式3：測量等実績調書	※入札参加を希望する業種毎に作成すること。
<input type="checkbox"/>	No.7 様式4：営業経歴書	創業年月及び創業後の沿革を記入すること。

※ 申請書 (エクセルデータ) に必要事項を入力すると自動的に申請書様式が作成・印刷されます。

※ 窓口受付の場合は、USBでも可【県内コンサルのみ】

添 付 書 類				
共通 ※必須				
<input type="checkbox"/>	結果通知書送付用切手 (120円分) ※封筒に貼り付けず、そのまま同封			
<input type="checkbox"/>	申請書 (副) 返却用封筒 (切手貼付) 又はレターパック (返信先を記載) (郵送申請のみ)			※宛名の記入及び切手の添付もれはありませんか。
	県内 業者	県外 業者	共通 (フラットファイルに綴る)	
			書 類 名	注 意 点
<input type="checkbox"/>	○	○	No.8 商業登記簿謄本の写し (法人の場合のみ)	
<input type="checkbox"/>	○	○	No.9 業者 (事務所) の登録通知書 (又は証明書) の写し ※登録有効期限内であること	①測量業務、②建築関係建設コンサルタント (建築一式)、③補償関係コンサルタント (不動産鑑定) を希望する者は必ず提出。 それ以外は業者 (事務所) 登録を行っている場合に提出。
<input type="checkbox"/>	○	○	No.10 税務申告の決算書の写し又は財務諸表 (任意様式)	直前2年の確定した年間平均実績高があることを確認できるもの
<input type="checkbox"/>	○	△	No.11 県税納税証明書 (法人事業税又は個人事業税) ※直前2期分 県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出	未納税額がないことの証明書 (写し可) ※徴収猶予の「特例制度」を受けている者は、「徴収猶予許可通知書」を提出
<input type="checkbox"/>	○	○	No.12 国税納税証明書 (法人税又は申告所得税) 及び (消費税及び地方消費税) または 電子納税証明書 (電子データ) 及び納税証明データシート (電子データをプリントアウトしたもの)	未納税額がないことの証明書 (写し可) 様式その3の2 (個人事業者) 様式その3の3 (法人事業者) e-tax利用の場合 "受付番号 (8桁).xml" にデータ名を変更 ※徴収猶予の「特例制度」を受けている者は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書 (その1)」を提出
<input type="checkbox"/>	○	×	No.13 「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の確認書類 ※確認書類は、有資格区分コード表参照	※「技術職員有資格者名簿」に記載した資格についてのみ添付 ※有効期限内かどうか確認してください。
<input type="checkbox"/>	○	×	No.14 「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員及び「業者カード」で常勤の職員とした方の健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し (船員保険も含む)	※個人事業主で適用除外の場合、後期高齢者を雇用している場合の提出書類は、提出要領 p 6 を参照すること。
<input type="checkbox"/>	○	○	No.15 社会保険料納入確認書又は健康保険、厚生年金保険加入・納入証明書 (写し可)	※社会保険料については、令和3年3月分まで未納がないことの証明書 (写し可) ・適用除外業者は提出する必要なし
<input type="checkbox"/>	○	○	No.16 労働保険証明書 (労災のみは不可) (写し可)	※徴収猶予の「特例制度」を受けている者は、「納付の猶予 (特例) 許可通知書」を提出 県外業者・・・管轄の年金事務所または労働基準監督署で証明書を取り扱っていない等の理由により証明書を取得できない場合には、直近の領収書 (R3.3月分) の写しでも可

○：提出が必要な書類 ×：提出が不要な書類 △：該当があれば提出する書類

※このチェックシートは、提出書類の有無を確認した上で

にチェックマークを入れフラットファイルの一番上に綴ってください。

※提出書類の詳細については、「沖縄県測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書提出要領」

p4 (2) 提出書類一覧表をご確認ください。

※提出書類の提出方法 (フラットファイルへの綴り方) は「提出要領」p 7、8をご参照ください。